

介護支援専門員証交付申請書 提出案内

介護支援専門員の登録を受けていて介護支援専門員証の交付を受けていない方や、介護支援専門員証の有効期間経過後再研修を修了した方が、介護支援専門員証の交付を受けようとする時の手続です。申請後、1～2 か月で介護支援専門員証を交付します。

提出時期

登録後 5 年以内に申請する場合、研修は不要ですが、登録後 5 年経過した方、介護支援専門員証の有効期間が経過した方は、再研修修了後に申請できます。

提出書類

- ☐ 介護支援専門員証交付申請書
- ☐ マイナンバー関連書類(A.番号確認書類と B.身元確認書類)※AB 両方提出ください。
 - A.番号確認書類(マイナンバーカード裏面、通知カード、マイナンバー記載の住民票等)いずれか1つの写し
 - B.本人の顔写真が掲載されている官公署の発行する証(マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート、介護支援専門員証等)いずれか1つの写し

【手数料の納付方法】1,600 円:下記のいずれかの方法で納付してください

●クレジットカードによる電子納付 (クレジットカード支払い希望の方) 手続き名:介護支援専門員証手数料(交付) 1. 専用フォームにアクセス (しがネット受付サービス) リンクはこちら⇒  2. 必要事項を入力 3. 支払い 4. 支払い後、申請番号を申請書に記載	●ウェブ事前登録方式コンビニ決済での納付 (現金支払い希望の方) 小分類:介護支援専門員各種申請 手数料名:介護支援専門員証の交付  1. 専用フォームにアクセスし、 メールアドレスを登録 リンクはこちら⇒ 2. 届いたメールに記載の URL へアクセスし、 必要事項を入力 3. 届いたメールを確認し、コンビニエンスストアにて <u>現金支払い</u> 4. 支払い後、SG から始まる申請用番号を申請書に記載
--	---

☐ 写真 (同じもの 2 枚・1 枚は申請書所定欄に貼付)

- 写真の要件
 - ・縦 3cm×横 2.4cm
 - ・申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
 - ・眼鏡着用の場合は色付き不可、反射・影のないもの、顔や目の輪郭を妨げないもの
 - ・裏面に氏名、登録番号を記載
 - ・白黒、カラーは問いません。

【登録後 5 年以内の方】

☐ 介護支援専門員登録通知書の写し

【登録後 5 年経過、または介護支援専門員証の有効期間経過の方】

☐ 介護支援専門員再研修修了証明書の写し

【氏名、住所変更がある場合】

☐ 介護支援専門員登録事項変更届出書(様式第 5 号)

【氏名変更がある場合】

☐ 戸籍抄本(氏名に変更があった場合のみ)

◆外国籍の方は新旧氏名が掲載された住民票の写し

(平成24年(2012 年)7月8日以前に氏名変更された方は外国人登録源票)

提出・お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

〒520-8577 大津市京町 4-1-1 TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

(様式第 2 号)

介護支援専門員証交付申請書

手数料(1,600 円)を納付された方法の□に✓を入れて必要事項をご記入ください。

☐ クレジットカードでの納付 クレジット支払いの申請番号を記入してください															クレジットカードの受付年月日を 記入してください				
				-					-								年	月	日
☐ ウェブ事前登録方式コンビニ決済での納付 申請用番号 SG以降の 9 桁の数字を記入してください															手数料納付の申請年月日を 記入してください			写真貼付欄 縦 3.0cm × 横 2.4cm	
SG				-					-							年	月		日

登 録 番 号										有効期間 満了日				年	月	日
個 人 番 号 (マイナンバー)																
フ リ ガ ナ										生年月日	年 月 日					
氏 名																
フ リ ガ ナ																
住 所	(〒 -)															
【介護支援専門員の登録を受けた日から 5 年経過している場合】																
介 護 支 援 専 門 員 再研修の修了年月日					年	月	日	修 了 番 号	第	号						

介護保険法第 69 条の 7 第 1 項の規定に基づき介護支援専門員証の交付を申請します。

年 月 日

氏 名 _____

電話番号 _____

(あて先)滋賀県知事

(日中連絡可能なもの)